

武蔵野美術大学美術館・図書館貴重書指定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、武蔵野美術大学美術館・図書館図書資料管理要領第7条第2項の規定に基づき、貴重書の指定基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(貴重書の指定基準)

第2条 次のいずれかに該当する図書を貴重書に指定する。

- (1) 刊本のうち、各時代又は各著者の代表的著書の初印本、限定本又は稀少なもので価値が認められるもの
- (2) 内容上の価値又は美術的な価値が認められるもの
- (3) 刊本のうち、印刷史上価値があると認められるもの
- (4) 貴重な写本や刊本等を複製、模写、模造等の方法で再現したもので文化的価値があると認められるもの
- (5) 装幀又は印刷の面で特に歴史的意義があると認められるもの
- (6) 錦絵、版画、拓本類、古地図その他の一枚物のうち、特に歴史的意義があると認められるもの
- (7) 板木、活字、粘土板等で、文字文化及び印刷史上特に価値があると認められるもの

附 則

この基準は、令和5年10月4日から施行する。

以上